

令和6年12月10日
総務委員会 報告資料 19
行政管理部 品質管理課

入札・契約制度の見直しについて

1. 地域要件の拡大について（条件付き一般競争入札実施基準）…………… 1
2. 変動型最低制限価格について（立川市変動型最低制限価格制度実施要綱）…… 5

立川市条件付き一般競争入札実施基準の一部を改正する基準

立川市条件付き一般競争入札実施基準（平成 17 年 8 月 1 日財務部長決定）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前														
立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年立川市要綱第32号）第 4 条に規定する予定価格（以下「予定価格」という。）及び発注限度額の区分による対象業者の範囲は、次の表の左欄に掲げる予定価格及び発注限度額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる対象業者とする。ただし、同条ただし書きの規定により必要と認めたときは、その範囲を変更することができる。 1 建築工事、土木工事その他の建設工事 <table> <tr> <th>予定価格及び発注限度額</th><th>対象業者</th></tr> <tr> <td><u>2 億円以上のもの</u></td><td>原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者</td></tr> <tr> <td><u>130 万円を超え 2 億円未満のもの</u></td><td><u>原則として、立川市内に本店を有する者</u></td></tr> </table>	予定価格及び発注限度額	対象業者	<u>2 億円以上のもの</u>	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者	<u>130 万円を超え 2 億円未満のもの</u>	<u>原則として、立川市内に本店を有する者</u>	立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年 8 月 1 日市長決定）第 4 条に規定する予定価格（以下「予定価格」という。）及び発注限度額の区分による対象業者の範囲は、次の表の左欄に掲げる予定価格及び発注限度額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる対象業者とする。ただし、同条ただし書きの規定により必要と認めたときは、その範囲を変更することができる。 1 建築工事、土木工事その他の建設工事 <table> <tr> <th>予定価格及び発注限度額</th><th>対象業者</th></tr> <tr> <td><u>1 億 5 千万円以上のもの</u></td><td>原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者</td></tr> <tr> <td><u>1 億円以上 1 億 5 千万円未満のもの</u></td><td><u>原則として、立川市内に本店、支店又は営業所を有する者</u></td></tr> <tr> <td><u>130 万円を超え 1 億円未満のもの</u></td><td><u>原則として、立川市内に本店を有する者</u></td></tr> </table>	予定価格及び発注限度額	対象業者	<u>1 億 5 千万円以上のもの</u>	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者	<u>1 億円以上 1 億 5 千万円未満のもの</u>	<u>原則として、立川市内に本店、支店又は営業所を有する者</u>	<u>130 万円を超え 1 億円未満のもの</u>	<u>原則として、立川市内に本店を有する者</u>
予定価格及び発注限度額	対象業者														
<u>2 億円以上のもの</u>	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者														
<u>130 万円を超え 2 億円未満のもの</u>	<u>原則として、立川市内に本店を有する者</u>														
予定価格及び発注限度額	対象業者														
<u>1 億 5 千万円以上のもの</u>	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者														
<u>1 億円以上 1 億 5 千万円未満のもの</u>	<u>原則として、立川市内に本店、支店又は営業所を有する者</u>														
<u>130 万円を超え 1 億円未満のもの</u>	<u>原則として、立川市内に本店を有する者</u>														

附 則

1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準による改正後の立川市条件付き一般競争入札実施基準第 1 項の規定は、施行日以後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

立川市条件付き一般競争入札実施基準

立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年立川市要綱第32号）第4条に規定する予定価格（以下「予定価格」という。）及び発注限度額の区分による対象業者の範囲は、次の表の左欄に掲げる予定価格及び発注限度額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる対象業者とする。ただし、同条ただし書きの規定により必要と認めたときは、その範囲を変更することができる。

1 建築工事、土木工事その他の建設工事

予定価格及び発注限度額	対象業者
2億円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
130万円を超え2億円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

2 工事に係る設計、測量等の業務委託

予定価格及び発注限度額	対象業者
500万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
50万円を超え500万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

3 その他の業務委託

予定価格及び発注限度額	対象業者
5,000万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
3,000万円以上5,000万円未満のもの	原則として、立川市内に本店、支店又は営業所を有する者
50万円を超え3,000万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

4 修繕

予定価格及び発注限度額	対象業者
50万円を超えるもの	原則として、立川市内に本店を有する者

5 物品の買入れ又は借入れ

予定価格及び発注限度額	対象業者
200万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
80万円（物品の借入れについては40万円）を超え200万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

附 則

- 1 この基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに告示する予定価格及び発注限度額が 1 億 5 千万円以上 2 億円未満の建築工事、土木工事その他の建設工事に係る条件付き一般競争入札については、立川市条件付き一般競争入札実施基準第 1 項の規定にかかわらず、対象業者の範囲を原則として、立川市内に本店を有する者とする。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の立川市条件付き一般競争入札実施基準第 1 項の規定は、施行日以
後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱の一部を改正する要綱

立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱（平成 20 年立川市要綱第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（算定方法等） 第 3 条 変動型最低制限価格は、当該入札ごとに、次の手順に従って算定するものとする。 (1) ……略…… (2) 入札金額の低いものから算定数分の入札について、その平均額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を求め、その数に前条第 1 号に掲げるものにあつては 100 分の 92 を、<u>同条第 2 号に掲げるものにあつては 100 分の 90 を</u>乗じて得た額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、その入札における最低制限価格とする。 2 ……略……	（算定方法等） 第 3 条 変動型最低制限価格は、当該入札ごとに、次の手順に従って算定するものとする。 (1) ……略…… (2) 入札金額の低いものから算定数分の入札について、その平均額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を求め、その数に <u>100 分の 85 を</u>乗じて得た額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、その入札における最低制限価格とする。 2 ……略……

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定は、施行日以後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

○立川市変動型最低制限価格制度実施要綱

平成20年 9 月16日 要綱第48号

改正

平成22年 3 月24日 要綱第165号

平成30年 2 月 7 日 要綱第 4 号

令和 4 年 5 月 1 日 要綱第98号

令和 7 年 4 月 1 日 要綱第363号

立川市変動型最低制限価格制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が条件付き一般競争入札により契約を締結する場合において、過度な低入札価格による品質の低下を防止するため、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）第15条第2項の規定に基づき、変動型最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格を算定する対象は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 建設工事であって予定価格以下の有効な入札の参加者数（以下「有効参加者数」という。）が3以上であるもの
- (2) 業務委託のうち財務部長が指定したものであって有効参加者数が5以上であるもの又は立川市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成8年立川市訓令甲第3号）第1条に規定する立川市競争入札参加資格等審査委員会（以下「資格等審査委員会」という。）において特に必要があると認めたもので、かつ、有効参加者数が3以上であるもの

2 建設工事であって有効参加者数が3に満たないとき又は業務委託のうち財務部長が指定したものであって有効参加者数が5に満たないとき若しくは資格等審査委員会において特に必要があると認めたもので、有効参加者数が3に満たないときは、変動型最低制限価格の算定は行わない。

(算定方法等)

第3条 変動型最低制限価格は、当該入札ごとに、次の手順に従って算定するものとする。

- (1) 有効参加者数に100分の60を乗じて得た数（その数に1未満の端数があると

きは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を算定数とする。

- (2) 入札金額の低いものから算定数分の入札について、その平均額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を求め、その数に 第 2 条第 1 号にあっては100分の92を乗じて得た額、第 2 条第 2 号にあっては 100分の90を乗じて得た額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）、その入札における最低制限価格とする。

- 2 前項の規定により変動型最低制限価格を算定した場合は、立川市委託契約に関する低入札価格調査実施要綱（平成18年立川市要綱第24号）に規定する低入札価格調査の対象としない。

（適用方法）

- 第 4 条 変動型最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札予定者とする。

（変動型最低制限価格の再計算）

- 第 5 条 前条に規定する落札予定者が立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成 17 年立川市要綱第 32 号）に規定する資格審査により資格がないと認められたときは、当該落札予定者の入札金額を除き、改めて第 3 条の規定により最低制限価格を算定するものとする。

（公表）

- 第 6 条 変動型最低制限価格を算定する場合は、当該入札の公告においてその旨を公表しなければならない。

（委任）

- 第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 24 日要綱第165号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 7 日要綱第 4 号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 1 日要綱第98号）

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 日要綱第24号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日要綱第363号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の立川市変動型最低制限価格制度実施要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定は、施行日以降に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。